

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鳥取県立農業大学校
設置者名	鳥取県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
養成課程	農業経営学科 (畜産コース以外)	夜・通信	46 単位	7 単位	
	農業経営学科 (畜産コース)	夜・通信	38 単位	7 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 現代農業事情、農場管理実習及び農業インターンシップの単位数を計上					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

一覧表が掲載された「教育計画」を、学生、外部講師、県内外の高等学校、関係機関に配布するとともに、職員室入口に配架している。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鳥取県立農業大学校
設置者名	鳥取県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会（鳥取県立農業大学校外部評価委員会）
役割	学生及び研修生を対象に農業研修教育を行っている農業大学校の運営について評価及び意見をいただき、大学校の運営改善に資する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
山根 貴世子	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者 鳥取地区指導農業者
山本 裕美	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者 倉吉地区指導農業者
寺岡 昌一	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者
榎原 啓介	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者 西部地区指導農業者
竹内 善一	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	教育関係 倉吉農業高等学校勤務経験者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鳥取県立農業大学校
設置者名	鳥取県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 前年度末に教務科が中心となって教育計画を作成・製本し、4月中に公表している。	
授業計画書の公表方法	教育計画は、学生、外部講師、県内外の高等学校及び関係機関に配布するとともに、職員室入口に配架している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学修成果の評価については、以下のとおり成績の処理方法を定め、単位の認定を行っている。

【成績処理】

- ① 成績処理は、講義等の終了時又は学期末等を実施する筆記試験・実技試験・論文・報告書等により行う。ただし、体育・実験・演習等については試験を行わない場合もある。
- ② 学習の評価 100点法で行う。
- ③ 評価結果の開示 上記の評価に基づき4段階の評価とし、学籍簿及び成績証明書等は次の4段階法で表示する。

100点法	4段階法	単位の認定
80点～100点	優	科目の単位を認定
70点～80点未満	良	同上
60点～70点未満	可	同上
60点未満	不可	科目の単位を不認定

- ④ 専攻実習、農業インターンシップ、卒業論文の評価及び単位の認定基準

ア 専攻実習

項目	出席	取組姿勢	習熟度	合計点	単位の認定
点数	30	30	40	100	③を適用

イ 農業インターンシップ

研修日誌、研修報告書、受入農家の評価により単位を認定する(③に準じる)。

ウ 卒業論文

項目	配点 (100点)	単位の認定
ア 研究テーマ設定は適切か	20	③を適用
イ 研究テーマに沿った研究内容になっているか	30	
ウ 研究内容はよく整理されているか	30	
エ 自主的な研究内容になっているか	20	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>成績の評価は100点法により実施しており、学生便覧に掲載して公表しているが、平均点を求めることは実施していなかったため、令和2年度より、平均点を求める仕組みを導入している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>学生便覧は製本して、学生、県内外の高等学校及び関係機関に配布するとともに、職員室入口に配架している。</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業認定については、以下のとおり認定の取り扱いを定め、判定を行っている。</p> <p>【卒業認定（卒業判定会議）】</p> <p>校長、副校長及び養成課程の職員（会計年度任用職員を除く）を構成員とする卒業判定会議で単位取得した科目の状況などを確認・検討し、検討結果を踏まえて校長が卒業を認定する。</p> <p>① 卒業条件は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席すべき時数の4/5以上出席した者 ・ 卒業に必要な科目の単位を取得した者 <p>② 上記の条件を満たした者は「卒業」を認定する。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>卒業認定の取り扱いについては、学生便覧に掲載し、学生、県内外の高等学校及び関係機関に配布するとともに、職員室入口に配架している。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鳥取県立農業大学校
設置者名	鳥取県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		養成課程	農業経営学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	87単位	(畜産以外) 41単位 (畜産) 49単位		(畜産以外) 46単位 (畜産) 38単位		
			87単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
60人		39人	人	8人	2人	10人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 前年度末に、授業方法及び内容、年間の授業計画等を定めた「教育計画」を作成・製本し、4月中に学生、高等学校、関係機関等に配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績の処理、出席・欠席の取り扱い等、「学業成績の評価基準」をあらかじめ設定し、それに基づいて単位の認定を行っている。なお、成績評価については、講義等の終了時又は学期末に実施する筆記試験・実技試験・論文・報告書等により行っている。
卒業・進級の認定基準
（概要）
（1）進級認定（進級判定会議） 1年次の学年末に、校長、副校長及び養成課程の職員（会計年度任用職員等を除く）を構成員とする進級判定会議で単位取得した科目の状況を把握し、今後の対応・指導方針を検討し、検討結果を踏まえて校長が1年次から2年次への進級を認定する。
（2）卒業認定（卒業判定会議）

<p>校長、副校長及び養成課程の職員（会計年度任用職員等を除く）を構成員とする卒業判定会議で単位取得した科目の状況等を確認・検討し、検討結果を踏まえて校長が卒業を認定する。</p> <p>① 卒業条件は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席すべき時数の4/5以上出席した者 ・卒業に必要な科目の単位を取得した者 <p>② 上記の条件を満たした者は「卒業」を認定する。</p> <p>(3) 学年未取得単位の発生、及び卒業が「不認定」となった場合</p> <p>① 各学年で不認定となった科目の単位取得は、原則として3年次に再履修する。ただし、1年次の単位未取得科目数（必修及び選択必修科目）が2科目以内の者は2年次に再履修する。</p> <p>② 在籍年数は最長3年（休学期間を含む）とする。</p> <p>③ 3年次に在籍する者は2年生として取り扱う。</p> <p>④ 卒業年度は卒業に必要な科目の単位の取得が完了した年度とする。</p>

<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>専攻科目において、コース毎に「理解度アンケート」を年2回（7月、11月）に実施し、農業技術や知識の習得状況について学生と職員の共通認識を図り、これを基に個別指導を実施している。</p> <p>また、1年次に、農薬の希釈や施肥量の決定などに必要な基礎学力（計算、単位など）を把握し、学力補完のための補講を1回あたり2時間、25回程度実施している。</p>
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
17人 (100%)	2人 (11.8%)	15人 (88.2%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 農業法人、農業関連企業			
(就職指導内容) 個別面談を行うとともに、農業（職場）インターンシップ等により進路決定につなげている。併せて、年2回雇用就農相談会を実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 大型特殊免許（農耕車に限る）、けん引免許（農耕車に限る）、日本農業技術検定（1～3級）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
38人	4人	10.5%

(中途退学の主な理由)

体調不良

(中退防止・中退者支援のための取組)

教育相談専門員の設置、月2回(通年)のカウンセリングの実施や、各コース担任による、個別の助言のほか、講義の欠席時間数保管のための補講により学習意欲の向上を図ることにより、中途退学の防止を図っている。また、就職希望者には、求人情報を提供している。

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
農業 経営学科	5,500 円	111,600 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
授業料及び受講料については、非常災害や保護者の疾病、家計の困窮等により支弁が困難であると認められるときは全額又は半額免除できる。入学金については、非常災害により資産が著しく損なわれ、支弁が困難であると認められるときは全額免除できる。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.tottori.lg.jp/168111.htm		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 大学校が、大学校運営の状況について、校長及び校長が指定した者からなる内部評価委員会 (校長、副校長、各科長の計12名で構成する「科長会」で対応) が自ら評価し、その結果を基に外部評価委員会 (定員5名程度、指導農業士等の「農業者」及び令和3年度からは元農業高校教員の「教育関係者」で構成) が評価を行い、大学校の運営改善に資するものとする。主な評価項目は、学生の総合的経営能力・専攻営農技術の向上等の「教育課程」について、着実な就農等の「進路指導」についてである。校長が評価結果をもとに当該年度の成果と改善すべき課題を分析し、次年度以降の重点目標や評価項目に反映させるほか、さらなる改善に生かすものとする。また、評価結果をホームページで公表することにより、教育機関として積極的に情報発信を行うものである。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
山根 貴世子	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者 鳥取地区指導農業士
山本 裕美	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者 倉吉地区指導農業士
寺岡 昌一	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者
榎原 啓介	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	農業者 西部地区指導農業士
竹内 善一	令和8年5月20日～ 令和9年3月31日	教育関係 倉吉農業高等学校勤務経験者
第三者評価結果の公表方法		

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.tottori.lg.jp/168111.htm
(備考)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H131210000046
学校名 (〇〇大学 等)	鳥取県立農業大学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	鳥取県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		16人 (-) 人	16人 (-) 人	16人 (-) 人
内 訳	第Ⅰ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(- 人)	(- 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	- 人	- 人	
	区分外 (多子世帯)	- 人	- 人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				16人 (-) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）				
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	—人	—人	—人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	—人	—人	—人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。